

みよし市選挙管理委員会会議録

日時 令和7（2025）年7月2日（水）

開会 午後4時00分

閉会 午後4時30分

場所 市役所5階政策審議会室

出席者

（選挙管理委員会委員）

委員長 石原正裕

職務代理者 吉岡稔

委員 加藤好光

委員 寺嶋敏勝

（事務局）

書記長（総務部部長） 城千穂子

書記（総務部次長兼総務課長） 近藤晋

書記（総務課主幹） 森田悟史

書記（総務課副主幹） 窪田大輔

書記（総務課専任副主幹） 小野田浩司

書記（総務課主任主査） 一丸智詩

公開の状況 公開（一部非公開）

傍聴者 なし

次第

1 挨拶

2 議題

（1）専決処分について（委員長報告）

（2）選挙人名簿選挙時登録について

（3）選挙管理委員会告示について

3 その他

議題

名前	内容
近藤書記	それでは、ただ今から選挙管理委員会を開催します。本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。 それでは始めに、石原委員長よりごあいさつをお願いします。
石原委員長	<委員長あいさつ>
近藤書記	それでは、委員長のとりまわしにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願いいたします。
石原委員長	それでは、議題に入りたいと思います。 議題（1）専決処分について（委員長報告）について、書記より説明をお願いします。
一丸書記	議題（1）の専決処分について、説明いたします。 資料1ページをご覧ください。 こちらに記載の4人ですが、上の3人については在外選挙人名簿への登録、下の1人については、在外選挙人名簿への登録の移転を行いましたので報告いたします。登録の移転についてですが、端的に言うと、市の選挙人名簿から在外選挙人名簿に登録を移転することになります。 表には、登録等を行った在外選挙人の氏名、生年月日、性別、本籍、日本における最終住所地、専決処分日を記載しております。 2ページをご覧ください。 こちらは、今回登録等を行った4人の被登録資格及び被登録移転資格について確認した結果になります。 被登録資格については、①在外選挙人名簿に既に登録されている者でないこと、②申請時において年齢満18年以上であること、③日本国民であること、④～⑥の欠格条項に該当しないこと、⑦転出先の領事館の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有していること、となっており、これら7点について本籍地に確認した結果、被登録資格を満たしておりましたので、公職選挙法第30条の6第1項の規定に基づき、在外選挙人名簿に登録したことをご報告いたします。 被登録移転資格については、①～⑥は同様で、⑦本市の選挙人名簿に登録されている者であること、⑧外務大臣による在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見があり、国外に住

	所を有していることが確認できること、となっており、これら８点について、確認した結果、被登録移転資格を満たしておりましたので、公職選挙法第３０条の６第２項の規定に基づき、在外選挙人名簿に登録の移転したことをご報告いたします。 事務局からの説明は以上です。
石原委員長	ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いします。
委員	<質問なし>
石原委員長	それでは、議題（１）専決処分について、ご異議なければ挙手をお願いします。
委員	<全員挙手>
石原委員長	ご異議ないようですので、本議題については、承認されたものといたします。 続きまして、議題（２）選挙人名簿選挙時登録について、書記より説明をお願いします。
一丸書記	議題（２）選挙人名簿選挙時登録について、説明いたします。 資料３ページをご覧ください。 こちらは今回の参議院議員通常選挙における資格要件になります。 １ 選挙時登録の基準日及び登録日は、令和７年７月２日（水）、本日となります。 ２ 登録要件は、（１）、（２）となり、いずれの要件も満たす者が登録されます。 登録要件の（１）国政選挙の選挙権のある者とは、日本国民で、令和７年７月２１日において、年齢満１８年以上の者になります。 次に（２）住所要件としましては、ア 令和７年４月２日以前の転入者で引き続きみよし市の住民である者（住民票を移して３か月以上経過した者） イ 令和７年３月２日から令和７年７月１日までに転出した者で、３か月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者 ウ 帰化した者は、帰化の告示がされた日以後、引き続きみよし市の住民である者となります。 イのように、本市から転出した者であっても、転出後４か月以内の

	者については、表示登録者として、本市の選挙人名簿に登録されます。 3 抹消者については、(1) から (3) のいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。 (1) は、令和7年3月1日以前に転出した者で、転出して4か月を超えた場合、本市の名簿から抹消されます。 (2) は、前回の登録日から本日までに死亡した場合です。 (3) は、欠格事項に該当した場合です。 4 その他「転出者」で表示される者とは、令和7年3月2日以降の転出者であり、先ほどの2登録要件の(2)住所要件「イ」で触れた、本市から転出したが、転出後4か月以内の者となります。 続きまして4ページをご覧ください。 こちらは、今回の選挙時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。 令和7年7月2日現在の選挙人名簿登録者数は、男24,968人、女23,850人であり、合計48,818人となります。 下に、参考として6月定時登録からの増減を示した表を記載しています。 ページをめくっていただき、5ページは投票区ごとの内訳表、6ページは世代ごとの内訳表、7ページは前回の定時登録と今回の選挙時登録時の投票区ごとの増減表となっております。 続きまして、8ページをご覧ください。 在外選挙人名簿登録者数について説明いたします。 令和7年7月2日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男20人、女14人、合計34人 となります。 下には参考として前回の6月の定時登録からの増減を記載していますが、議題(1)で報告いたしました4人が増加したものとなります。 ページをめくっていただき、9ページは、在外選挙人が在留している国の内訳になります。 事務局からの説明は以上です。
石原委員長	ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いします。
委員	<質問なし>
石原委員長	それでは、議題(2)選挙人名簿選挙時登録について、ご異議なければ挙手をお願いします。

委員	＜全員挙手＞
石原委員長	ご異議ないようですので、本議題については、承認されたものいたします。 続きまして、議題（３）選挙管理委員会告示について 書記より説明をお願いします。
一丸書記	議題（３）選挙管理委員会告示について、説明いたします。 資料１０ページをご覧ください。告示第６号です。 こちらは、令和７年７月２０日執行の参議院愛知県選出議員選挙における公職選挙法第１４４条の２第１項の規定によるポスター掲示場についての告示になります。同条第４項の規定により、ポスター掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならないとされておりますので、告示するものです。ポスター掲示場の一覧については、１１、１２ページに記載しております。 続いて、１３ページをご覧ください。告示第７号です。 今回の選挙時登録における、地方自治法第７４条第１項及び第７５条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の５０分の１の数の告示となります。 今回登録者数が４８，８１８人となりますので、これを５０で割ると、９７６．３６となり、小数点以下を切り上げ５０分の１の数は９７７となります。 続いて、１４ページをご覧ください。告示第８号です。 先ほどと同様、今回の選挙時登録における、地方自治法第７６条第１項、第８０条第１項、第８１条第１項及び第８６条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第８条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の３分の１の数の告示になります。今回登録者数の４８，８１８人を３で割ると１６，２７２．６６・・・となり、小数点以下を切り上げ３分の１の数は１６，２７３となります。 続いて、１５ページをご覧ください。告示第９号です。 令和７年７月２０日執行の参議院愛知県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間についての告示になります。期日前投票所の名称は、みよし市役所、おかよし交流センターで、期日前投票所を設ける期間は、令和７年７月４日から７月１９日までとなります。 続いて、告示第１０号です。おかよし交流センターにおける期日前投票所の開閉時刻の告示となります。期日前投票所の開閉時刻は１つの期日前投票所を除き、通常の午前８時３０分から午後８時まで以外の開場時刻を設定する場合は、選挙管理委員会にて決定し、告示

することとなっております。おかよし交流センターにつきましては、センターの開館時刻が午前9時からとなることや投票所の開場準備のため、開場時刻を午前9時からとしましたので、今回告示するものです。

続いて、16ページをご覧ください。告示第11号です。

在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定の告示になります。こちらにつきましては、みよし市役所ということで告示をさせていただきます。

続いて、告示第12号です。参議院愛知県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票所の告示となっております。市内8箇所の投票所を、一覧のとおり告示をさせていただきます。

続いて、17ページをご覧ください。告示第13号です。

参議院愛知県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票の場所及び日時の告示になります。場所については三好公園総合体育館、日時につきましては令和7年7月20日午後9時10分開票開始ということで告示をさせていただきます。

続いて、告示第14号です。参議院愛知県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙の期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の告示でございます。

下に、それぞれの職務を行う日と、氏名、住所を記載させていただいております。こちらの投票管理者及び職務代理者につきましても、市の職員を充てさせていただいております。

続いて、19ページをご覧ください。告示第15号です。

参議院愛知県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙の投票管理者及びその職務を代理すべき者の告示になります。下に一覧表を載せさせていただいております。それぞれ8投票区につきまして、投票管理者及び職務代理者を選任させていただいております。なお、投票管理者及び職務代理者につきましては、市の職員を充てております。

続いて、20ページをご覧ください。告示第16号です。

参議院愛知県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙の開票管理者及びその職務を代理すべき者の告示になります。開票管理者は石原委員長を、職務代理者に吉岡職務代理を選任させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、告示第17号です。参議院愛知県選出議員選挙の投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時及び場所の告示です。参議院愛知県選出議員選挙の立候補の届出は、明日、愛知県選挙管理委員会に届出がされることとなります。届出の時間は午後5時までとなりますので、その結果をもって、各市町村で投票所に掲示する氏名の掲載の順序をくじで決めることとなっております。

	ります。 従いまして、みよし市においては、明日午後6時にみよし市役所3階301会議室でくじを行いたいと思います。 また、委員の皆様にも、くじの実施についてご出席をお願いしたいと思いますので、併せてよろしくお願いいたします。 続いて、21ページをご覧ください。告示第18号です。 参議院愛知県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙におけるみよし市開票区の開票立会人を定めるくじの告示でございます。開票立会人につきましては、今回の選挙で申し上げますと7月17日木曜日の午後5時までに、各候補者から届出がされることとなりますので、その状況に応じて7月18日午前10時から、みよし市役所2階201会議室でくじを行うこととなります。 ただし、開票立会人につきましては選挙ごとに3人から10人までの人数で行うこととされておりまして、届出がされた人数が10人を超えない場合は、こちらの開票立会人を定めるくじは実施しないこととなります。なお、その場合は委員の皆様はその旨を速やかにご連絡させていただきます。 また、開票立会人の届出人数が3人に満たなかった場合は、恐れ入りますが、委員のどなたかに開票立会人として開票に入っていただくをお願いさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 事務局からの説明は以上です。
石原委員長	ただ今、書記からの説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いします。 <質問なし> それでは、議題（3）選挙管理委員会告示について、ご異議なければ挙手をお願いします。 <全員挙手> ご異議ないようですので、本議題については、承認されたものといたします。 続きまして、3その他について 書記より説明をお願いします。
一丸書記	3その他についてですが、先ほどの議題（3）でご説明させていただきましたとおり、明日午後6時から301会議室において、氏名掲

石原委員長	示のくじを行いますので、委員の皆様におかれましては、出席をお願いいたします。 事務局からは以上です。 それでは、議題は以上となりますので、本日の選挙管理委員会を終了いたします。 本日は、お疲れ様でした。
-------	---